

# 愛媛県工事設計単価公表要領

## 1. 目的

公共事業の執行については、透明性、客観性、妥当性の確保が求められており、積算基準類の一つである設計単価を公表することにより、受注者の適確な見積りに資するとともに、その競争性、公平性を期することを目的とする。

## 2. 内容

愛媛県が発注する土木工事の積算に用いる労務単価及び材料単価を公表資料により公表する。

ただし、(一財)建設物価調査会及び(一財)経済調査会から市販されている物価資料(インターネット上で提供されているものを含む。)に掲載されている単価については公表資料に含めないものとする。

## 3. 公表の方法

県のホームページに掲載する。

## 4. 更新の時期

公表する材料単価の更新は、4月、7月、10月、1月の年4回、労務単価の更新は4月の年1回を基本とする。ただし、市場の情勢により適宜更新することがある。

## 5. その他

- ・公表資料の全部又は一部を、複製・転載・磁気媒体入力・販売することを禁止する。
- ・公表資料を基にした二次的著作物の作成を禁止する。

## 6. 本要領の施行日

本要領は、平成19年4月1日から施行する。

本要領は、平成20年4月1日から施行する。

本要領は、平成21年4月1日から施行する。

本要領は、令和8年7月1日から施行する。